

令和6年度香川県飼養衛生管理指導等計画

令和6年4月1日
香川県公表
令和7年10月10日
一部改正

はじめに

- 1 本計画は、家畜伝染病予防法第12条の3の4に規定する飼養衛生管理指導等計画を定めるものである。
- 2 本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度とし、国内外の家畜伝染病の発生状況や、法、特定家畜伝染病防疫指針及び飼養衛生管理指導等指針の改正等があった場合には、随時見直すこととする。
- 3 本県では、平成30年1月、さらに令和2年11月～12月、令和4年11月～12月、令和6年2月、11月に高病原性鳥インフルエンザが発生した。また、その他の監視伝染病や生産性を阻害する疾病については、散発的に発生しており、その要因として、飼養衛生管理基準の不遵守が考えられる。本県の畜産業の現状、家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題等を踏まえ、飼養衛生管理指導等指針、法第3条の2に規定する特定家畜伝染病防疫指針に即し、本県における家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止の徹底を図ることを目的とする。

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

I 香川県の畜産業及び家畜衛生の現状

- 1 香川県の家畜別飼養戸数及び頭羽数の推移は、表1のとおりである。近年、本県の畜産業は、高齢化、後継者不足等により小規模経営を中心に離農が進む一方、規模拡大が進んでいる。令和7年2月1日現在の大規模*農場は酪農6農場、肉用牛5農場、養豚2農場、養鶏21農場となっている。

*大規模とは、家畜伝染病予防法施行規則第21条の5第8号イからホまでに掲げる頭羽数以上の家畜を飼養する農場(牛:成牛200頭等、豚:3,000頭(肥育豚は1万頭))、鶏:10万羽)をいう。

小規模とは、家畜伝染病予防法施行規則第21条の6に定める頭羽数の家畜を飼養する農場(牛:1頭、豚:6頭未満、鶏100羽未満)及び所有者をいう。

表1 家畜別飼養戸数及び頭羽数の推移

		R3	R4	R5	R6	R7
乳用牛	農場	64	64	60	56	51
	頭数(頭)	5,280	5,007	5,578	4,954	4,991
	1 農場当たり頭数(頭)	82.5	78.2	93.0	88.5	97.7
肉用牛	農場	151	147	142	138	130
	頭数(頭)	21,136	21,894	21,096	21,561	20,779
	1 農場当たり頭数(頭)	140.0	148.9	148.6	156.2	159.8
豚	農場	28	25	25	25	26
	頭数(頭)	28,967	24,736	26,356	28,072	23,702
	1農場当たり頭数(頭)	1,034.5	989.4	1,054.2	1,122.9	911.6
採卵鶏	農場	114	111	107	106	107
	羽数(羽)	5,835,063	5,704,560	5,859,803	5,571,767	5,584,669
	1 農場当たり羽数(羽)	51,184.8	51,392.4	54,764.5	52,563.3	52,193.2
肉用鶏	農場	66	66	66	66	66
	羽数(羽)	2,178,698	2,150,800	2,197,091	2,228,407	2,227,398
	1 農場当たり羽数(羽)	33,010.6	32,587.9	33,289.3	33,763.7	33,748.5

注)1 頭羽数は各年2月1日現在

2 小規模農場は含まない

2 特に、家畜衛生に関しては、飼養衛生管理基準を全て遵守している農場は、大規模農場において牛 55%、豚 100%、鶏 81%となる一方、その他の経営体においては、牛 39%、豚 54%、鶏 89%となっていた(令和7年2月1日時点)。

畜種別では、乳用牛については、衛生管理区域に立入る車両のフロアマット等交差汚染防止対策 53%、肉用牛については更衣前後の交差汚染防止対策の項目が 36%と、飼養衛生管理基準の中でも特に遵守率が低くなっていた。

豚については、更衣前後の交差汚染防止対策が 58%と低くなっていた。

鶏については、本県における令和4年 11～12 月、令和6年2月、11 月の高病原性鳥インフルエンザ発生を踏まえた対応が必要である。令和4年の発生では、発生前に埋却地を確保できていたものの、実際には使用できなかった事例があった。また、野生動物侵入防止対策が不十分である事例もあった。令和6年2月の発生では、死亡羽数の増加に対して、農場主の先入観から通報遅れの事例となった。11 月の発生では、衛生管理区域及び鶏舎における交差汚染防止対策の不備及び野生動物侵入防止対策の不備がみられた。

このような状況を踏まえ、重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項を定め、家畜の所有者及び飼養衛生管理者(以下「家畜の所有者等」という。)への指導を実施することが必要である。

全項目遵守農場

		遵守農場数	農場数	遵守農場率
牛	大規模	6	11	55%
	一般	66	170	39%
豚	大規模	2	2	100%
	一般	13	24	54%
鶏	大規模	17	21	81%
	一般	135	152	89%

- 3 飼養衛生管理の実施については、特に大規模経営においては、飼養頭羽数の増加に伴い、複数の衛生管理区域で飼養を行う農場が 16 農場あり、飼養衛生管理基準に合わせた対応を個別に指導する必要がある。さらに、言語によるコミュニケーションに配慮する必要がある外国人を雇用し、飼養衛生管理を行う農家が平成 30 年度は5%、令和2年度以降は 11%～14%の割合を維持していることから、外国人従業員への対応も重要である。
- 4 また、飼料運搬業者、死亡獣畜運搬業者など複数の畜舎及びその敷地に入出入りする者、家畜市場など家畜を集合させる催物の開催者、と畜場など家畜の集合する施設の所有者その他の畜産業に関連する事業を行う者(以下「関連事業者」という。)の活動は、畜産業にとって必要不可欠なものとなっている中、近年の関連事業者の規模拡大と広域化は、畜産業の生産性を向上させる一方で、ひとたび疾病が発生した際には広域的な感染拡大のリスクも有している。
- 5 さらに、養豚業では、食品残さを原材料とする飼料を利用することにより資源の有効利用に資するなど、循環型社会の形成に寄与する取組を5戸で実施してきたが、特に、食品残さを原材料とする飼料の利用に関し、加熱等の対策が不十分な飼料の給餌によって家畜伝染病の発生を招いた可能性が指摘されている事例が、国内外で発生しているなど、生産振興施策の推進と対をなす家畜衛生上の課題も表面化している。
- 6 これらの認識を全ての関係者が共有し、家畜の伝染病の発生予防及びまん延防止に取り組むことが重要である。

Ⅱ 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

1 概要

本県においては、平成 30 年1月、さらに令和2年 11 月～12 月、令和4年 11 月～12 月、令和6年2月、11 月に高病原性鳥インフルエンザが発生しているほか、牛ウイルス性下痢(BVD)、牛伝染性リンパ腫(EBL)、豚繁殖・呼吸障害症候群(PRRS)などの生産性を阻害する疾病についても散発的に発生しており、その一因に飼養衛生管理基準の不遵守が挙げられる。

2 家畜区分ごとの家畜の伝染性疾患の発生状況及び家畜衛生上の課題と対策

家畜区分	家畜の伝染性疾患の発生状況	家畜衛生上の課題	対策
牛	・ヨーネ病については、令和 6 年に 12 年ぶりに1頭発生。	・全国的にまん延傾向である。 ・県内の清浄性確認を継続する。 ・県外からの導入牛検査が重要である。	・県内の全雌牛について、4年毎のスクリーニング検査を実施する。 ・牛のヨーネ病防疫対策要領に基づき、導入牛について、隔離飼育と速やかな着地検査を指導する。
	・牛ウイルス性下痢については、導入牛や自家育成牛で持続感染牛(PI 牛)が摘発された事例が継続的に発生。 平成 29 年 3 頭 平成 30 年 2 頭 令和元年 10 頭 令和2年 4 頭 令和3年 31 頭	・牛ウイルス性下痢は、PI牛を摘発し淘汰を指導する等の対策を実施する必要がある。 ・発生予防のため、導入牛の隔離、検査、導入牛の初産子牛の検査等により、農場に PI 牛を導入しないことが重要である。	・牛ウイルス性下痢・粘膜病(旧名称)に関する防疫対策ガイドラインに基づき、導入牛については、管理者に対して、できる限り隔離飼育を実施し、速やかな着地検査をすることを指導する。
	・牛伝染性リンパ腫については、県内において継続的に発生。 平成 30 年 39 頭 令和元年 38 頭 令和2年 45 頭 令和3年 41 頭 令和4年 35 頭 令和5年 26 頭 令和6年 30 頭	・感染牛の把握が十分できていない農家が多数ある。 ・農場内の水平伝播を防げていない。 ・吸血昆虫の発生予防。 ・感染牛を事前に把握することが重要。	・牛白血病(旧名称)に関する衛生対策ガイドラインに基づき次のとおり対応する。 ・抗体陽性牛の把握と分離飼育。 ・高リスク牛の積極的な淘汰。 ・排せつ物・敷料等の適切な処理と定期的な清掃。 ・子牛への適切な初乳の給与や成牛群との分離。 ・導入牛の着地検査の徹底。
豚	・豚熱については、現時点では県内での発生は無い。	・令和3年8月6日にワクチン接種推奨地域に指定、同年9月1日からワクチン接種開始。導入時のワクチン接種確認及び未接種豚への速やかな接種が必要。 ・令和5年1月4日に発見された死亡野生いのししより豚熱陽性を確認。養豚場への侵入防止対策が必要。	・飼養衛生管理基準の速やかな対応。 ・野生動物侵入防止対策の徹底。 ・農場出入口の消毒の徹底。 ・交差汚染防止対策の徹底。 ・野生いのししサーベイランス検査の強化により浸潤状況を適切に把握。

	・豚流行性下痢(PED)については、平成 27 年度以降、県内での発生は無い。	・PEDは、生産性を低下させる疾病であるが、不顕性感染を示すこともあるため、養豚農場への侵入が認知されないまま、農場内にまん延するおそれがある。	・「豚流行性下痢防疫マニュアル」に基づき対応。 ・飼養衛生管理の遵守徹底。								
	・豚繁殖・呼吸障害症候群(PRRS)は、県内で継続的に発生している。 <table><tr><td>平成 30 年</td><td>2頭</td></tr><tr><td>令和元年</td><td>7頭</td></tr><tr><td>令和4年</td><td>6頭</td></tr><tr><td>令和5年</td><td>3頭</td></tr></table>	平成 30 年	2頭	令和元年	7頭	令和4年	6頭	令和5年	3頭	PRRSは、生産性を低下させる疾病であるが、不顕性感染を示すこともあるため、養豚農場への侵入が認知されないまま、農場内にまん延するおそれがある。	・導入時検査の徹底。 ・ワクチネーションの徹底。 ・サーベイランスにより感染状況を把握。 ・飼養衛生管理の遵守徹底。
平成 30 年	2頭										
令和元年	7頭										
令和4年	6頭										
令和5年	3頭										
鶏	・高病原性鳥インフルエンザについては、平成 30 年1月に県内で発生(1事例2農場(疫学関連農場1農場を含む))。さらに、令和2年 11～12 月に 13 事例 19 農場(疫学関連農場6農場を含む)の発生。令和4年 11～12 月に4事例7農場(疫学関連農場 3 農場を含む)の発生。令和6年2月に1事例2農場(疫学関連農場1農場を含む)、11 月に1事例2農場(疫学関連事業1農場を含む)の発生。	・農場や鶏舎内へのウイルス侵入経路として、野生動物や、農場内外における人、車両、物等の動きによる交差汚染が考えられる。 ・令和2年の発生では、処分した鶏の数が膨大であり、埋却地の確保が不十分であった。 ・令和4年の発生では、埋却地候補地はあったものの、実際には使用できない農場があった。	・毎年、10 月までに飼養衛生管理基準の遵守状況の確認を完了する。 ・防鳥ネット、金網等の侵入防止対策や、農場内外における消毒の徹底等、飼養衛生管理区基準の遵守を徹底する。 ・死体の焼却処分には長期間を要することから、死体の処理は基本的に埋却処理とし、家畜の所有者等に対して埋却地の確保を指導する。								
	・サルモネラ属菌等の感染、コクシジウム症、外部寄生虫病による皮膚疾患等。	・サルモネラ属菌等の感染、コクシジウム症、外部寄生虫病による皮膚疾患、その他不顕性感染を示しながら家畜の生産性を大きく低下させる疾病が多数あり、これらの病原体が、農場への侵入が認知されないまま、農場内にまん延するおそれがある。 ・サルモネラ属菌等については、食中毒の原因菌となるおそれがある。	・これらの疾病の侵入リスクを家畜の所有者等に認識させる。 ・飼養衛生管理基準の遵守徹底を図る。								

3 県、市町等における課題

- (1) 家畜の伝染性疾病による畜産業への被害を最小限に抑えるため、市町、畜産関係団体、生産者団体及び民間の獣医師等(以下、「市町等」という。)と協力して、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に向けた防疫体制を整備する必要がある。
- (2) 特に、大規模農場*において家畜伝染病が発生した場合には、甚大な被害をもたらす可能性があり、被害低減のためには、市町等が一体となった対応が必要となる。しかし現状では、発生時の対応計画は県と農場のみで策定している。
- (3) このため、発生時の対応計画の策定や見直しの際には、市町等の意見も十分に反映し、より有効な対応計画とする。
- (4) さらに、市町等は、上述の対応計画を確実に運用するため、日頃より相互に連携を図りながら、家畜の所有者等との関係構築に努め、正しい知識の普及、情報の収集及び提供、人材の養成及び確保、迅速かつ的確な連絡体制の整備などにより、協働体制の構築に取り組む。

*ここでいう「大規模農場」とは採卵鶏 50 万羽以上、肉用鶏 20 万羽以上の農場を対象とする。

Ⅲ 指導等の実施に関する基本的な方向

1 指導等に関する基本的な方向

(1) 指導等において重視する事項及び基本的考え方

県は、家畜の所有者等及び関連事業者に対して家畜ごとに定められた飼養衛生管理基準の内容の普及を図るとともに、家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を常に把握し、遵守が不十分であると認められる事項について速やかに指導を実施できる体制を整備する。

(2) 家畜の所有者等への情報の周知

県は、平常時から家畜の所有者等との連絡体制を確保し、国内外における疾病発生状況や、疾病発生時の対応の周知に努める。特に、速やかに周知を実施するために、家畜の所有者等にメールアドレス等連絡先の聴取を行い、国及び県から発信される家畜衛生に関する情報を適時把握できる環境を整備する。なお、環境が整備されるまでの間は、FAX等による代用も可とする。

(3) 関係機関、生産者団体との協働体制の構築

県は、関係機関、生産者団体との協働体制を構築し、最新の家畜衛生に関する情報の共有及び家畜の飼養農場に関する情報の収集を行う体制を整備する。

(4) 生産性を阻害する疾病の低減

県は、呼吸器病や下痢症、乳房炎等、致死的な症状を示さないものの、生産率や増体の低下、乳質の悪化や乳量の減少等の生産性を阻害する疾病に対する認識や理解の向上に努め、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するとともに、異常を呈する家畜を発見した場合の早期通報等について指導する。

(5) 動物用医薬品の適正な流通・使用

県は、抗菌剤の不適切な使用による薬剤耐性菌の出現を防ぐため、販売業者、獣医師、家畜の所有者等の抗菌剤の慎重使用に関する認識の向上を図り、抗菌剤を含む動物用医薬品の適正な流通・使用が図られるよう監視及び指導を徹底する。

(6) 野生動物への対策強化等に関する考え方や対応方針等

県は、市町、関係団体及び地域の関係者と協力し、野生動物の捕獲や、主要な伝染性疾病的清浄性又は浸潤状況を確認するための野生動物の検査等の適切な対策を総合的に推進する。また、家畜の所有者等に対し、野生動物が隠れる場所をなくすよう、衛生管理区域周囲の除草その他の必要な措置を講ずるとともに、衛生管理区域並びに畜舎及び飼料倉庫、堆肥舎等の関連施設に野生動物が侵入しないよう、防護柵、防鳥ネットの設置等、家畜の飼養農場が置かれた状況を踏まえた効果的な対策を講ずるよう指導する。

2 指導等の実施に関する基本的な方向

(1) 県は、飼養衛生管理者に対し、飼養する家畜の飼養衛生管理について、農場ごとに作成する衛生管理マニュアルを踏まえ、少なくとも年1回以上、自己点検を行い、その結果を家畜の所有者と共有するよう指導等を行う。特に豚の飼養衛生管理者は、3か月に一度一斉点検を実施し、家きんの飼養衛生管理者においては、毎年10月から一斉点検を実施し、その結果を家畜の所有者と共有し、不遵守がなくなるまで繰り返し指導する。また、各畜種で重要な伝染性疾病が近県等で発生した際には、速やかに異状の有無の確認を行い、結果を家保に報告する。

(2) 県は、指導等の実施にあたっては、別途「重点的に飼養衛生管理に関する指導等を実施すべき事項(重点指導項目)」を定め、重点指導項目については、原則として、令和6年度から令和8年度の計画期間内に全農場への指導を完了させる。また、畜種毎、年度毎に優先的に指導等を実施すべき事項等(以下、「優先事項等」という)を定め、別途公表する。さらに、指導計画の策定及び見直しに当たっては、指導計画の実施に係る年度ごとのスケジュール(以下「年間指導スケジュール」という。)を作成し、以降、毎年度、必要に応じて見直しを行う(別添1, 2)。指導計画の見直しに当たっては地域の協議会等を活用して大規模農場及び生産者団体の意見も踏まえた実効的な内容となるよう努める。

(3) 県は、毎年、家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況について、国が示す様式を使用し、立入りにより確認を行う。その際、飼養衛生管理者が法第12条の4による定期報告等とし

て行う自己点検の結果も併せて確認する。当該確認の結果、飼養衛生管理基準の遵守状況が著しく不十分である場合等、衛生管理の改善のために必要と考えられる場合は、法第 12 条の5及び第 12 条の6の指導及び助言並びに勧告・命令を実施する。また、県は、自己点検の方法等についても、必要な助言等を行う。

- (4) (3)の確認を立入りにより行うことが望ましいが、従前の遵守状況、指導等の経過等を考慮し、必ずしも家畜防疫員の指導等が必要ないと考えられる場合は、電話、写真、動画等又は市町、関連事業者、生産者団体及び民間の獣医師等の農場立入時の情報収集に基づき確認を行う。ただし、計画期間中、全ての農場に少なくとも1回は、家畜防疫員が立入りを行う。
- (5) 県は、市町、関連事業者、生産者団体及び民間の獣医師等による情報収集を行う場合は、必要な知識・技術の習得・向上に関する研修等を実施することとする。なお、市町、関連事業者、生産者団体及び民間の獣医師等は、(4)の情報収集の際、自己点検の方法等について、国又は県が作成するパンフレット等を用いて、進言等を行う。
- (6) 県は、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び指導等については、指導計画及び(2)により公表した優先事項等に即して、計画的に実施するよう努めることとする。なお、(3)及び(4)の結果、家畜の伝染性疾病の発生状況、新たに優先的に指導等を行うべき家畜の種類、地域、項目等が判明した場合には、優先事項等を変更する。

第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病的発生状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

I 実施方針

- 1 県は、家畜の飼養に係る衛生管理の状況に関する情報収集を行うとともに、家畜の伝染性疾病的発生の状況及び動向を把握するため、家畜防疫対策要綱(平成 11 年4月 12 日付け 11 畜A第 467 号農林水産省畜産局長通知)別記1「監視伝染病的のサーベイランス対策指針」に基づく国からの通知等に基づき、全国的サーベイランス及び地域的サーベイランスを計画的に実施する。
- 2 県は、全国的サーベイランス及び地域的サーベイランスの実施に関する計画(時期、地域、検査対象、方法等)を毎年作成し、「サーベイランススケジュール」として公表する。
- 3 県は、サーベイランスの実施により得られた結果は、市町ごとに取りまとめ、翌年度の地域協議会で報告する。各地域で家畜の伝染性疾病的の流行状況を把握し、必要に応じて優先事項等や年間指導スケジュールを修正する。

第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項（重点指導項目）

1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項 (重点指導項目)	指導等を実施する 目安の地域、時期等	実施の方法
牛	・ 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等 ・ 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用、交差汚染防止対策 ・ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等及びフロアマット等交差汚染防止対策 ・ 畜舎に立ち入る者の手指消毒等 ・ 畜舎の入口における靴の交換又は消毒 ・ 衛生管理区域から退出する車両の消毒等 ・ 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等 ・ 埋却等に備えた措置	県下全域 通年	情報提供、立入指導、研修会開催等
豚及びいのしし	・ 衛生管理区域への野生動物侵入防止対策（柵等）の補修・点検等 ・ 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用、交差汚染防止対策の実施 ・ 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等 ・ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等及びフロアマット等交差汚染防止対策 ・ 衛生管理区域から退出する車両の消毒等 ・ 衛生管理区域に搬入・搬出する物品の消毒等 ・ 野生動物侵入防止のためのネット等点検及び修繕等 ・ 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用、交差汚染防止対策 ・ 畜舎に立ち入る者の手指消毒等 ・ 畜舎外での病原体による汚染防止 ・ 埋却等に備えた措置	県下全域 通年	情報提供、立入指導、研修会開催等

鶏	・飼養衛生管理マニュアルの改善と従事者及び関係者への周知徹底 ・大臣指定地域*に所在する農場における家きん舎への粉じんや野鳥の羽毛等を介した病原体の侵入防止対策の実施に必要となる措置の準備 ・防疫対応計画策定大規模農場**における家きん舎への粉じんや野鳥の羽毛等を介した病原体の侵入防止対策及び分割管理の導入の検討 ・衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等 ・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用、交差汚染防止対策 ・衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等及びフロアマット等交差汚染防止対策 ・衛生管理区域から退出する車両の消毒等 ・家きん舎に立ち入る者の手指消毒等 ・家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用、交差汚染防止対策 ・野生動物侵入防止のためのネット等点検及び修繕等 ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・埋却等に備えた措置	県下全域 通年	情報提供、立入指導、研修会開催等
---	--	---------	------------------

*大臣指定地域：過去に高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが複数事例発生しているなど、家畜伝染病の発生及びまん延のリスクが高いと考えられる地域

**防疫対応計画策定大規模農場：飼養羽数20万羽以上の大規模農場

2 各年度の優先指導項目等

令和6年度 優先指導項目等

家畜区分	優先的に指導等を実施すべき 飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等 を実施する地域	理由	時期
牛	・ 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等 ・ 衛生管理区域専用衣服及び靴の設置並びに使用、交差汚染防止対策 ・ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等及びフロアマット等交差汚染防止対策 ・ 衛生管理区域から退出する車両の消毒等 ・ 埋却等に備えた措置	県下全域	口蹄疫等の伝染性 性疾病の発生予 防のため	通年
豚及び いのしし	・ 衛生管理区域への野生動物侵入防止対策（柵等）の補修・点検等 ・ 衛生管理区域専用衣服及び靴の設置並びに使用、交差汚染防止対策 ・ 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等 ・ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等及びフロアマット等交差汚染防止対策 ・ 野生動物侵入防止のためネット等点検及び修繕等 ・ 埋却等に備えた措置 ・ 畜舎外での病原体による汚染防止	県下全域	口蹄疫、豚熱、 アフリカ豚熱等 の伝染性疾病の 発生予防のため	通年
鶏	・ 飼養衛生管理マニュアルの改善と従事者、関係業者等への周知徹底 ・ 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等 ・ 衛生管理区域専用衣服及び靴の設置並びに使用、交差汚染防止対策 ・ 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等 ・ 埋却等に備えた措置	県下全域	鳥インフルエン ザ等の伝染性疾 病の発生予防の ため	通年

令和7年度 優先指導項目等

家畜区分	優先的に指導等を実施すべき 飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等 を実施する地域	理由	時期
牛	・ 衛生管理区域専用衣服及び靴の設置並びに使用、交差汚染防止対策 ・ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等及びフロアマット等交差汚染防止対策 ・ 畜舎に立ち入る者の手指消毒等 ・ 畜舎の入口における靴の交換又は消毒 ・ 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等 ・ 埋却等に備えた措置	県下全域	口蹄疫等の伝染性疾患 発生時対応のため	通年
豚及び いのしし	・ 衛生管理区域への野生動物侵入防止対策（柵等）の補修・点検等 ・ 衛生管理区域専用衣服及び靴の設置並びに使用、交差汚染防止対策 ・ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等及びフロアマット等交差汚染防止対策 ・ 衛生管理区域から退出する車両の消毒等 ・ 野生動物侵入防止のためのネット等点検及び修繕 ・ 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用、交差汚染防止対策 ・ 畜舎に立ち入る者の手指消毒等 ・ 埋却等に備えた措置	県下全域	口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱等の伝染性疾患の発生予防のため	通年
鶏	・ 野生動物侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ・ 衛生管理区域専用衣服及び靴の設置並びに使用、交差汚染防止対策 ・ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等及びフロアマット等交差汚染防止対策 ・ 衛生管理区域から退出する車両の消毒等 ・ 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用、交差汚染防止対策 ・ 埋却等に備えた措置	県下全域	鳥インフルエンザ等の伝染性疾患の発生予防のため	通年

令和8年度 優先指導項目等

家畜区分	優先的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛	・ 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等 ・ 畜舎に立ち入る者の手指消毒等 ・ 畜舎の入口における靴の交換又は消毒 ・ 衛生管理区域から退出する車両の消毒 ・ 埋却等に備えた措置	県下全域	口蹄疫等の伝染性疾病の発生予防のため	通年
豚及びいのしし	・ 衛生管理区域への野生動物侵入防止対策（柵等）の補修・点検等 ・ 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等 ・ 衛生管理区域から退出する車両の消毒等 ・ 衛生管理区域に搬入・搬出する物品の消毒等 ・ 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用、交差汚染防止対策 ・ 畜舎に立ち入る者の手指消毒等 ・ 埋却等に備えた措置	県下全域	口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱等の伝染性疾病の発生予防・発生時対応のため	通年
鶏	・ 大臣指定地域に所在する農場における家きん舎への粉じんや野鳥の羽毛等を介した病原体の侵入防止対策の実施に必要となる措置の準備 ・ 防疫対応計画策定大規模農場**における家きん舎への粉じんや野鳥の羽毛等を介した病原体の侵入防止対策及び分割管理の導入の検討 ・ 野生動物侵入防止のためネット等点検及び修繕 ・ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等及びフロアマット等交差汚染防止対策 ・ 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用、交差汚染防止対策 ・ 衛生管理区域に搬入・搬出する物品の消毒等 ・ 埋却等に備えた措置	県下全域	鳥インフルエンザ等の伝染性疾病の発生予防のため	通年

Ⅱ I 以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

- 1 飼養衛生管理基準が定められた家畜の種類ごとに、主要な伝染性疾患に関し、その病原体の伝播経路(感染方式)及び有効な消毒薬並びに感染した家畜の病態等について、市町、関連事業者、生産者団体及び民間の獣医師等と連携して周知を図る。

- 2 家畜の伝染性疾患の発生等により、飼養衛生管理基準に規定する内容以外の飼養衛生管理上の措置が必要となった場合には、家畜の所有者等に対し、その必要となった措置を講ずるよう指導を行う。
- 3 家畜の所有者が、特定家畜伝染病発生時の影響の緩和を図るために必要と考える場合には、以下の(1)又は(2)の対応に必要な指導を行う。
 - (1) 同一経営体内の別の農場の間で人・車両・物等の往来があり、一つの農場で豚熱等の家畜伝染病が発生した際に、他の農場における家畜が殺処分の対象となるような場合は、シャワーイン等の実施や物品の扱いを農場別にするなど交差汚染防止対策を実施する。
 - (2) 一つの農場における殺処分頭羽数の低減を図る場合は、当該農場における衛生管理区域及び人・車両・物等の動線の見直しによる農場の分割管理を検討する。また、分割管理の運用を開始した場合は開始時の確認及び開始後の年複数回の確認を受ける。

第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

I 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

- 1 家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止を地域レベルでより実効的に確保するためには、家畜の所有者又はその組織する団体が、各地域において自助・共助の考えの下に団体等を設置し、飼養衛生管理基準の内容や指導事項に関する情報共有、飼養衛生管理に係るマニュアルの策定、効果的な飼養衛生管理に関する研修の実施、先進的な畜産経営における衛生管理の取組状況の紹介、衛生対策設備の施工業者の案内、補助事業に関する情報の共有、防疫資材の共同購入・備蓄、一斉消毒の共同実施に加え、養鶏関係者については地域的な野鳥誘因防止対策等の自主的措置に取り組むことが重要である。
- 2 県は、国や市町と、相互に連携を図りながら、1の自主的措置に対して、国内外の家畜の伝染性疾患の発生状況、最新の科学的知見や疫学情報等を踏まえ、飼養衛生管理基準の遵守に当たり有益な技術的助言等を行うとともに、研修会又は講習会を開催する場合に専門家の派遣を行う。
- 3 県は、生産者団体、獣医師の組織する団体、共済団体、関連事業者等が相互に連携して行う下記取組について、必要な支援を行う。
 - (1) 平常時における、家畜の所有者等に対する飼養衛生管理基準の内容等に関する研修会や説明会の開催、県等が実施する防疫演習への協力、飼養衛生管理マニュアルの作成、自己点検等に関する技術的な助言等

- (2) 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾患の感染確認時における、飼養衛生管理の状況の確認や野生動物における浸潤状況調査等への協力、緊急の支援策の運営など地域における家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止に主体的に取り組むことを促すため、これらの団体による協議会等の設置を促進する。

第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

I 県の体制整備

1 家畜防疫員の確保

法第 53 条第4項において、知事は、法に規定する事務を処理するために必要となる員数の家畜防疫員を確保するよう努めることとされている。このため、県は、平常時から、公衆衛生分野の公務員獣医師や獣医師以外の県職員の家畜防疫員への任命、退職獣医師等の人材の活用等を通じ、家畜防疫員の確保を計画的に図るよう努める。

2 家畜防疫員の育成

関係都道府県及び国が組織する協議会(中国四国ブロック協議会)において、家畜防疫員に対する研修会及び講習会に関する優良事例等の情報共有を図りながら、県において家畜防疫員に対する研修会等を積極的に開催するよう努める。なお、研修等の内容については、検査等実技演習の実施や、各部局と連携し、施設整備、生産性向上、コスト低減、経営継承、環境問題等の家畜衛生以外の情報を含めた総合的な指導力を養えるものとなるよう努める。

II 飼養衛生管理者の選任、研修等

1 法第 12 条の 3 の 2 に基づく飼養衛生管理者の選任に関する方針

- (1) 飼養衛生管理者は、国及び県から提供される最新の家畜衛生に関する情報も活用し、衛生管理区域における飼養衛生管理の適正な実施を担保する中心的存在として、選任されるものである。このため、家畜の所有者によって選任された飼養衛生管理者が、衛生管理区域において、現に、家畜と接する従事者等が飼養衛生管理を適正に実施しているかを確認し、必要に応じて指導することができる者であるかを担保する観点から、(2)から(4)までにより選任指導を行う。

- (2) 県は、家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、その衛生管理区域の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な者を、飼養衛生管理者として選任するよう指導等を行う。

なお、家畜の所有者自身が、実際に家畜に接する従事者などの管理が可能な衛生管理区域について、飼養衛生管理者になること、また、ひとつの衛生管理区域において、複数の飼養衛生管理者を置くこともできる。

(3) 県は、家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、それぞれ別の飼養衛生管理者を選任するよう指導等を行う。ただし、衛生管理区域が隣接している場合や、その経営形態の性質からいって、複数の衛生管理区域を一人で管理したとしても、飼養衛生管理基準や適切な防疫手法の共有をはじめとした業務の実施に支障がない場合には、この限りでない。なお、大規模所有者(牛:成牛200頭等、豚:3,000頭(肥育豚は1万頭))、鶏:10万羽)に対しては、畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置するよう指導等を行う。

(4) 県は、衛生管理区域ごとの飼養衛生管理者の選任状況を、毎年の定期報告により把握する。

- ① 飼養衛生管理者が選任されていない衛生管理区域が生じないように、定期報告により、飼養衛生管理者を選任していない衛生管理区域があることが明らかになった場合には、期限を定めるなど、速やかに選任するよう指導を徹底する。
- ② また、定期報告により報告された飼養衛生管理者の住所が衛生管理区域から著しく遠方にある場合や、多数の衛生管理区域がありながら、一人の飼養衛生管理者しか選任していない場合等、衛生管理区域において飼養衛生管理が適正に行われているかを確認及び指導することが事実上困難と考えられる場合には、県は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者の選任状況を見直すよう指導等を行う。
- ③ 飼養衛生管理者の変更等があった場合には、速やかに管轄の家畜保健衛生所に届出するよう指導する。

2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

県は、飼養衛生管理者がその業務を行うために必要な知識・技術の習得・向上を図ることができるよう、原則として、毎年1回以上、以下の事項に関する研修の機会を提供するとともに、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者を当該研修に参加させるよう指導等を行う。また、家畜の所有者自身が当該研修に参加することも併せて推奨する。なお、研修会の開催のほか、資料等の提供により飼養衛生管理者に必要な知識・技術の習得・向上を図ることも可能とする。

- ① 海外及び国内(特に当該都道府県)における家畜の伝染性疾病的発生状況・動向
- ② 飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容
- ③ 県の指導計画の内容
- ④ その他必要な知識・技術の習得・向上に資する事項

3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

(1) 県は、必要に応じて、飼養衛生管理者に対し、以下の情報を直接提供する。

- ① 平常時には、国内外の家畜の伝染性疾病的発生状況、最新の科学的知見に関する事項、飼養衛生管理者に対する研修に関する事項、国又は県による飼養衛生管理に係る調査、注意喚

起又は指導に関する事項、家畜の伝染性疾病の発生状況の調査に関する事項等

- ② 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時には、当該疾病の発生状況に関する事項、法に基づく制限等に関する事項、国又は県による緊急の飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項等

- (2) また、言語によるコミュニケーションに配慮する必要がある外国人従業員向けの情報提供に配慮し、外国語による資料の作成・提供等を行うよう努める。また、技能実習生の受入団体等に対し、研修の実施、当該団体を通じた情報提供等を働きかける。

Ⅲ その他指導等の実施体制に関する事項

- 1 県は、法第 12 条の3の4第5項に基づき指導計画を国に報告するに当たり、年間指導スケジュールを添付する。
- 2 県は、前年度の指導計画の実施状況、その年の家畜の飼養衛生管理の状況及び家畜防疫員の確保状況を、「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種報告について」(令和3年 10 月4日 付け3消安第 3499 号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、7月 31 日までに国へ報告する。
- 3 県は、法第 12 条の5の規定による指導及び助言、法第 12 条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況を、2と同様に4半期ごとに国へ報告する。また、法第 12 条の6第3項及び第 34 条の2第3項の命令違反者を公表する場合も、2と同様に、速やかに国へ報告する。

第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

協議会等の種類	構成	設置時期	事務局	協議内容
香川県家畜衛生推進会議	・ 県 ・ 県内市町	令和2年	農政水産部畜産課	①平常時 - 飼養衛生管理基準の制度内容、飼養衛生管理の現況、国又は都道府県による飼養衛生管理の向上のための指導事項等の情報共有 - 家畜の所有者等向けの研修会及び説明会の開催 - 家畜伝染病発生時の人員及び資材等の融通 - 埋却地の確保等の連携強化に関する協議 - 野生動物への感染防止対策に関する協議等 ②家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾患の感染確認時 - 人員及び資材の融通 - 周辺農場における発生状況及び衛生管理の状況並びに野生動物における浸潤状況調査等の防疫措置の実施に係る相互連携 - 移動又は移出の制限、ワクチン接種時の生体等の広域移動 - 埋却地の確保等まん延防止対策に係る協議 - その他疫学情報の共有、経営再開支援策に関する情報共有
東部地域家畜衛生推進会議	・ 県 ・ 東部管内市町 ・ JA	令和2年	東部家畜保健衛生所	香川県家畜衛生推進会議の協議内容に準じる
西部地域家畜衛生推進会議	・ 県 ・ 西部管内市町	令和2年	西部家畜保健衛生所	香川県家畜衛生推進会議の協議内容に準じる
中国四国ブロック協議会	・ 中国四国9県 ・ 国	—	中国四国9県持ち回り、国	家畜防疫等、家畜保健衛生業務に関する情報共有と連携
四国4県家畜防疫推進協議会	・ 四国4県	—	四国4県持ち回り	家畜防疫等、家畜保健衛生業務に関する情報共有と連携
四国地区畜産課長会	・ 四国4県	—	四国4県持ち回り	家畜防疫等、畜産関係所管業務に関する情報共有と連携

Ⅱ 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

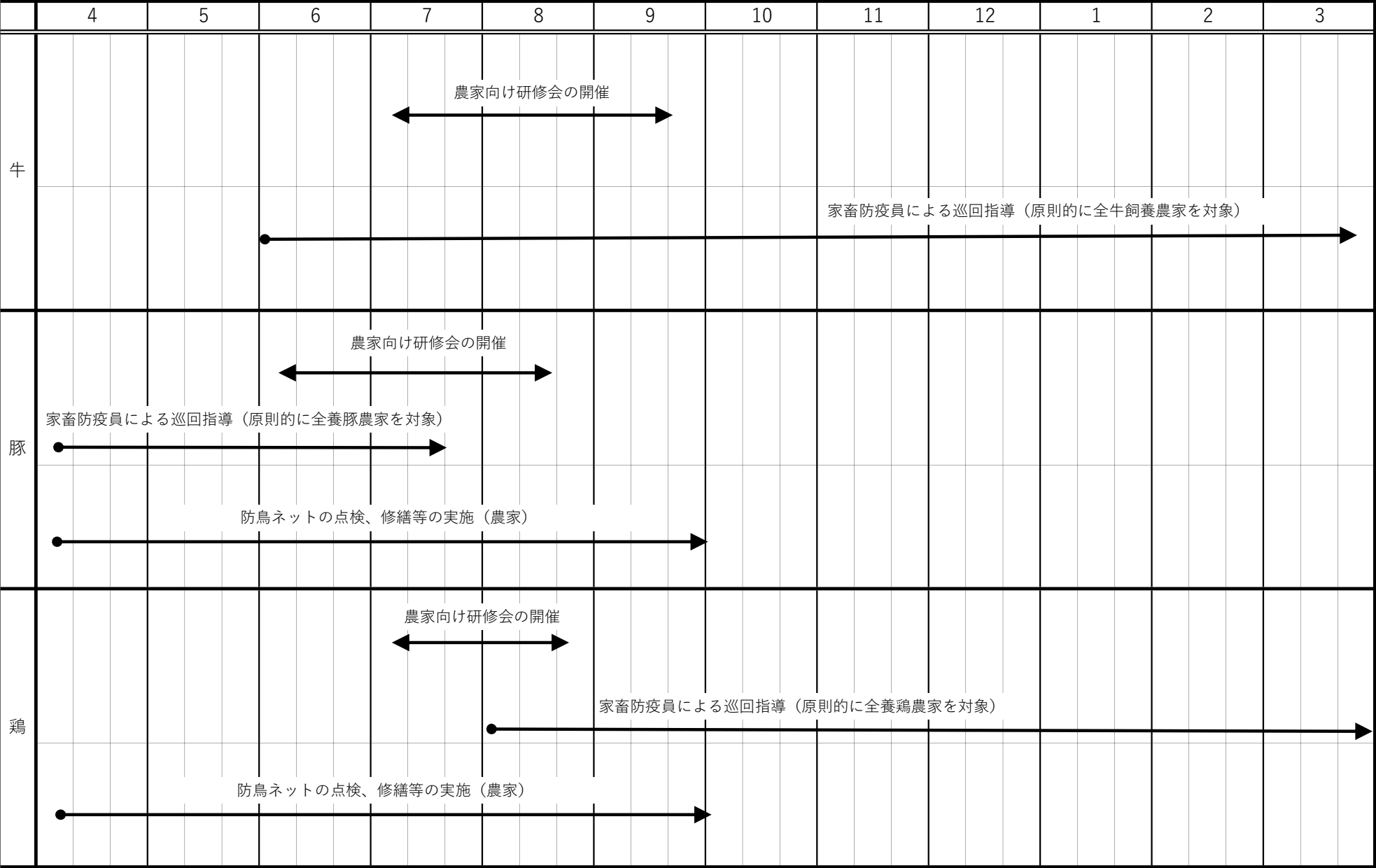
- 1 県は、口蹄疫、牛疫、豚熱、アフリカ豚熱及び鳥インフルエンザ等の重大な伝染性疾病が家畜において発生し、又は野生動物において確認された場合には、防疫指針に基づき、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫、牛疫及び鳥インフルエンザ等について適切にサーベイランスを実施するとともに、周辺の家畜の飼養農場に対し、当該疾病の発生・確認に伴い設定される制限区域内を中心に、飼養衛生管理基準の遵守状況について速やかに緊急点検を実施する。
 - (1) 近隣国で発生があった場合
畜産課と家畜保健衛生所による防疫措置の強化により対応する。またその発生の状況により県対策連絡会議を開催し、情報の周知及び対策を確認する。
 - (2) 近隣県（四国内及び岡山県）以外の国内で発生があった場合
畜産課と家畜保健衛生所による防疫措置の強化により対応する。また県対策連絡会議を開催し、情報の周知及び対策を確認する。
 - (3) 近隣県で発生があった場合
畜産課と家畜保健衛生所による防疫措置の強化により対応する。また県対策連絡会議を開催し、関係機関との連携・協力のもと、侵入防止と清浄性の確認を継続実施する。
 - (4) 県内で発生があった場合及び近隣県の発生により制限区域に本県が含まれる場合
県対策本部会議を開催し、関係部局の連携のもと、迅速な初動防疫対応、人への感染防止、県民への情報提供等の総合的な対策をとることにより、感染の拡大を防止し、被害を最小限に止めるよう的確な措置を講じるものとする。
- 2 その際、現に近隣諸国や国内で疾病が発生していること及び既に病原体が農場内に侵入している可能性があることを踏まえ、飼養衛生管理基準のうち、特に「Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止」及び「Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止」が確実に実施されているかを確認し、実施が不十分と考えられる場合には、法第 34 条の2に基づき緊急の勧告又は命令を行う。
- 3 周辺の家畜の飼養農場において特定症状が確認された場合の早期通報が円滑かつ確実に行われるよう、疾病の発生状況、管轄家畜保健衛生所の電話番号等の連絡方法、通報が必要となる症状等について周知する。

Ⅲ 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

- 1 通常の家畜の飼養農場以外の場所（観光牧場、動物園、愛玩動物飼育場等）についても、その定期的・計画的な指導等のため、本指針及び指導計画の対象とする。
- 2 その際、それぞれの飼養環境・形態の特徴、人及び野生動物との接触の機会等を考慮の上、衛生管理区域の適切な設置、重点的に消毒を強化するポイント等の飼養衛生管理上の留意点について明示的に指導等を行う。

また、動物園等を対象に指導等を行う場合には、展示動物の飼養及び保管に関する基準(平成 16 年 4 月 30 日)に基づき畜産部局以外の関係部局に飼養衛生管理基準の遵守の重要性を説明した上で、適切に連携して行う。

飼養衛生管理指導年間スケジュール



令和6年度 サーベイランススケジュール

区分	対象疾病	目的	実施方法			
			地域	期間	検査対象	方法
牛	ブルセラ症	全国的サーベイランス (清浄性維持)	県内全域	通年	輸入牛 流死産牛 種畜検査対象牛	臨床検査 血清学的検査 培養検査
	結核	全国的サーベイランス (清浄性維持)	県内全域	通年	輸入牛	臨床検査 ツベルクリン皮内反応検査
	ヨーネ病	全国的サーベイランス (感染牛の摘発と地域 における清浄性評価)	丸亀市 観音寺市(一部) さぬき市 綾川町 多度津町 まんのう町(一部)	通年	搾乳に供する乳用牛 肉用繁殖牛	臨床検査 血清学的検査 遺伝子検査
			県内全域	通年	導入牛 輸入牛 共進会等出品牛	臨床検査 血清学的検査 遺伝子検査
	伝染性海綿状脳症	全国的サーベイランス (定型牛海綿状脳症 の清浄性確認及び非 定型牛海綿状脳症の 発生状況の監視)	県内全域	通年	乳用牛、肉用牛のうち 特定臨床症状を呈し ていた死亡牛等	臨床検査 ELISA検査
	アルボウイルス感染症	全国的サーベイランス (流行予察)	県内全域	6,8,9,11月	未越夏の乳用牛等	臨床検査 血清学的検査
	牛ウイルス性下痢	地域的サーベイランス (発生予防)	県内全域	通年	乳用牛 肉用繁殖牛 導入牛	臨床検査 遺伝学的検査
	牛伝染性リンパ腫	地域的サーベイランス (発生予防)	県内全域	通年	導入牛 乳用牛 繁殖肉用牛等	臨床検査 血清学的検査 遺伝学的検査
豚	オーエスキー病	全国的サーベイランス (感染豚群の摘発及 び地域における清浄 性確認)	県内全域	通年	導入豚 繁殖豚等	臨床検査 血清学的検査
	豚熱	全国的サーベイランス (免疫付与状況の確 認)	県内全域	通年	繁殖豚 肥育豚	臨床検査 遺伝子検査 血清学的検査
	アフリカ豚熱	全国的サーベイランス (国内への侵入及び 発生の予察)	県内全域	通年	繁殖豚 肥育豚	臨床検査 遺伝子検査
	豚繁殖・呼吸障害症候群	地域的サーベイランス (発生予防)	県内全域	通年	繁殖豚 肥育豚	臨床検査 血清学的検査
いのしし	豚熱	全国的サーベイランス (浸潤状況の確認)	県内全域	通年	野生いのしし	臨床検査 血清学的検査
	アフリカ豚熱	全国的サーベイランス (国内への侵入及び 発生の予察)	県内全域	通年	野生いのしし	臨床検査 遺伝子検査
鶏	高病原性鳥インフルエ ンザ及び低病原性鳥イ ンフルエンザ	全国的サーベイランス (発生予察)	県内全域	通年	種鶏 採卵鶏 肉用鶏	臨床検査 血清学的検査 ウイルス分離
	家きんサルモネラ症	地域的サーベイランス (発生予防)	県内全域	通年	種鶏 烏骨鶏	臨床検査 血清学的検査

令和7年度 サーベイランススケジュール

区分	対象疾病	目的	実施方法			
			地域	期間	検査対象	方法
牛	ブルセラ症	全国的サーベイランス (清浄性維持)	県内全域	通年	輸入牛 流死産牛 種畜検査対象牛	臨床検査 血清学的検査 培養検査
	結核	全国的サーベイランス (清浄性維持)	県内全域	通年	輸入牛	臨床検査 ツベルクリン皮内反応検査
	ヨーネ病	全国的サーベイランス (感染牛の摘発と地域 における清浄性評価)	高松市(一部) 観音寺市(一部) 三豊市(一部) 小豆島町 まんのう町(一部)	通年	搾乳に供する乳用牛 肉用繁殖牛	臨床検査 血清学的検査 遺伝子検査
			県内全域	通年	導入牛 輸入牛 共進会等出品牛	臨床検査 血清学的検査 遺伝子検査
	伝染性海綿状脳症	全国的サーベイランス (定型牛海綿状脳症 の清浄性確認及び非 定型牛海綿状脳症の 発生状況の監視)	県内全域	通年	乳用牛、肉用牛のうち 特定臨床症状を呈し ていた死亡牛等	臨床検査 ELISA検査
	アルボウイルス感染症	全国的サーベイランス (流行予察)	県内全域	6,8,9,11月	未越夏の乳用牛等	臨床検査 血清学的検査
	牛ウイルス性下痢	地域的サーベイランス (発生予防)	県内全域	通年	乳用牛 肉用繁殖牛 導入牛	臨床検査 遺伝学的検査
豚	牛伝染性リンパ腫	地域的サーベイランス (発生予防)	県内全域	通年	導入牛 乳用牛 繁殖肉用牛等	臨床検査 血清学的検査 遺伝学的検査
	オーエスキー病	全国的サーベイランス (感染豚群の摘発及 び地域における清浄 性確認)	県内全域	通年	導入豚 繁殖豚等	臨床検査 血清学的検査
	豚熱	全国的サーベイランス (免疫付与状況の確 認)	県内全域	通年	繁殖豚 肥育豚	臨床検査 遺伝子検査 血清学的検査
	アフリカ豚熱	全国的サーベイランス (国内への侵入及び 発生の予察)	県内全域	通年	繁殖豚 肥育豚	臨床検査 遺伝子検査
	豚繁殖・呼吸障害症候群	地域的サーベイランス (発生予防)	県内全域	通年	繁殖豚 肥育豚	臨床検査 血清学的検査
いのしし	豚熱	全国的サーベイランス (浸潤状況の確認)	県内全域	通年	野生いのしし	臨床検査 血清学的検査
	アフリカ豚熱	全国的サーベイランス (国内への侵入及び 発生の予察)	県内全域	通年	野生いのしし	臨床検査 遺伝子検査
鶏	高病原性鳥インフルエ ンザ及び低病原性鳥イ ンフルエンザ	全国的サーベイランス (発生予察)	県内全域	通年	種鶏 採卵鶏 肉用鶏	臨床検査 血清学的検査 ウイルス分離
	家きんサルモネラ症	地域的サーベイランス (発生予防)	県内全域	通年	種鶏 烏骨鶏	臨床検査 血清学的検査

令和8年度 サーベイランススケジュール

区分	対象疾病	目的	実施方法			
			地域	期間	検査対象	方法
牛	ブルセラ症	全国的サーベイランス (清浄性維持)	県内全域	通年	輸入牛 流死産牛 種畜検査対象牛	臨床検査 血清学的検査 培養検査
	結核	全国的サーベイランス (清浄性維持)	県内全域	通年	輸入牛	臨床検査 ツベルクリン皮内反応検査
	ヨーネ病	全国的サーベイランス (感染牛の摘発と地域 における清浄性評価)	高松市(一部) 観音寺市(一部) 三豊市(一部) まんのう町(一部)	通年	搾乳に供する乳用牛 肉用繁殖牛	臨床検査 血清学的検査 遺伝子検査
			県内全域	通年	導入牛 輸入牛 共進会等出品牛	臨床検査 血清学的検査 遺伝子検査
	伝染性海綿状脳症	全国的サーベイランス (定型牛海綿状脳症 の清浄性確認及び非 定型牛海綿状脳症の 発生状況の監視)	県内全域	通年	乳用牛、肉用牛のうち 特定臨床症状を呈し ていた死亡牛等	臨床検査 ELISA検査
	アルボウイルス感染症	全国的サーベイランス (流行予察)	県内全域	6,8,9,11月	未越夏の乳用牛等	臨床検査 血清学的検査
	牛ウイルス性下痢	地域的サーベイランス (発生予防)	県内全域	通年	乳用牛 肉用繁殖牛 導入牛	臨床検査 遺伝学的検査
	牛伝染性リンパ腫	地域的サーベイランス (発生予防)	県内全域	通年	導入牛 乳用牛 繁殖肉用牛等	臨床検査 血清学的検査 遺伝学的検査
豚	オーエスキー病	全国的サーベイランス (感染豚群の摘発及 び地域における清浄 性確認)	県内全域	通年	導入豚 繁殖豚等	臨床検査 血清学的検査
	豚熱	全国的サーベイランス (免疫付与状況の確 認)	県内全域	通年	繁殖豚 肥育豚	臨床検査 遺伝子検査 血清学的検査
	アフリカ豚熱	全国的サーベイランス (国内への侵入及び 発生の予察)	県内全域	通年	繁殖豚 肥育豚	臨床検査 遺伝子検査
	豚繁殖・呼吸障害症候群	地域的サーベイランス (発生予防)	県内全域	通年	繁殖豚 肥育豚	臨床検査 血清学的検査
いのしし	豚熱	全国的サーベイランス (浸潤状況の確認)	県内全域	通年	野生いのしし	臨床検査 血清学的検査
	アフリカ豚熱	全国的サーベイランス (国内への侵入及び 発生の予察)	県内全域	通年	野生いのしし	臨床検査 遺伝子検査
鶏	高病原性鳥インフルエ ンザ及び低病原性鳥イ ンフルエンザ	全国的サーベイランス (発生予察)	県内全域	通年	種鶏 採卵鶏 肉用鶏	臨床検査 血清学的検査 ウイルス分離
	家きんサルモネラ症	地域的サーベイランス (発生予防)	県内全域	通年	種鶏 鳥骨鶏	臨床検査 血清学的検査